平成２９年（フ）第１２８号
鳥取県鳥取市材木町311番地　県住52号
債務者　岸田　龍二
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３２号
鳥取県鳥取市立川町３丁目368番地
債務者　河田　律子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844番地の123
債務者　舩戸　裕司
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２８１号
長崎県長崎市青山町13番43号　青山マンション501号
債務者　才津ミチ子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南15556番地１
債務者　押川　澄香
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４１３号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13506番地７
今村アパート２号
債務者　寺原　幸宏
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４２０号
宮崎市佐土原町下田島20296番地95　サンリバー201号、前住所宮崎市佐土原町下田島11296番地３
債務者　杉田　有紀
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０号
栃木県真岡市東沼1565番地１
債務者　杉本真由子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（フ）第２５１号
福井県坂井市丸岡町霞町３丁目24番地、旧住所福井市中央１丁目12番８号
債務者　味庵市こと　高柴　市朗
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
茨城県神栖市堀割３丁目９番18号　アークヒルズ・フクモトⅢ　Ｂ―208
債務者　小菅　貴弘
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１２１号
山口県防府市大字田島1734番地　マツダ遠藤社宅８棟210号
債務者　藤井　志穂
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５７号
北海道千歳市祝梅1016番地　11連２中
債務者　松浦　　理
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２９号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目１番11―207号
債務者　千田　純也
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６４号
札幌市北区北28条西４丁目２番５号　ＡＭＳ北大通402号
債務者　小柳　宗明
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７０号
札幌市白石区本郷通２丁目北２番８―103号
債務者　小川　文誉
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７６号
札幌市東区北26条東２丁目１番18―201号
債務者　安武みさと
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８７号
札幌市豊平区西岡３条１丁目５番３―501号
債務者　熊谷　美幸（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部